

2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社F i n a t e x tホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 林 良 太
(コード番号：4419 東証グロース)
問い合わせ先 取 締 役 C F O 伊 藤 祐 一 郎
TEL. 03-6265-6828

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日に開催予定の第8回定時株主総会において定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 文言の修正を行うものであります(変更案第9条第1項第2号)。
- (2) 株主総会の活性化・効率化・円滑化及び新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、新設するものであります(変更案第15条)。なお、変更案第15条については、本株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令に定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります(変更案第16条及び附則)。
- (4) 会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第309条第1項に基づき、株主総会決議の方法に関する規定について定足数を排除するための変更を行うものであります(変更案第18条第1項)。
- (5) その他、条文の新設に伴い必要となる条数を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月22日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年6月22日(予定) |

以 上

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得制限付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第18条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>